

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）における  
今後の対応策等について

1 主旨

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）について、この間の実施状況を踏まえた、今後の対応策等を報告する。

2 今後の対応

(1) 社会的検査（定期検査・随時検査）の継続、定期検査の実施サイクル短縮・対象拡大区の感染状況等を踏まえ、社会的検査（定期検査・随時検査）を令和3年3月31日まで延長するとともに、定期検査の実施サイクル（10月～1月の4か月に1回）を2か月に1回の実施サイクルに短縮する。また、この間の社会的検査の実施状況や施設の意見を踏まえ、定期検査の対象を職員だけでなく、「介護事業所、障害者施設等のうち、宿泊を伴う施設の入所者」に拡大する。

（対応策）後述4 社会的検査（定期検査・随時検査）の継続について

（対応策）後述5 定期検査の実施サイクル短縮について

（対応策）後述6 定期検査の対象拡大について

(2) スクリーニング検査の実施について

訪問・通所事業所等、指定された日のみの検体採取では日程調整が困難である事業所に対応するため、日程に柔軟性のある検査手法を実施する。

（対応策）後述7 スクリーニング検査の実施について

(3) 社会的検査の拡大等に伴う積極的疫学調査の体制強化について

感染拡大に伴い、従来型検査や社会的検査により、陽性者が発生する施設が増えており、積極的疫学調査業務が増加していることから、体制強化を図る。

（対応策）後述8 社会的検査の拡大等に伴う積極的疫学調査の体制強化について

(4) 施設内の感染予防対策の確認

社会的検査を受けている施設では陽性者が発生した場合でも、濃厚接触者の発生や、利用者に感染しているケースは少ないため、施設間における適切な感染予防対策が行われているものと考えられる。一方、検査を希望していない施設に対して、現在の感染予防の対策状況等を把握するため、アンケート等を実施する。

3 追加対応策の財源について

令和2年度補正予算（第3次）「地域医療整備」に計上した、PCR検査の拡充（1,699,251千円）の範囲で対応し、必要に応じ、補正予算等の対応を検討する。

4 社会的検査（定期検査・随時検査）の継続について

現在の社会的検査業務委託の契約期間を次のとおり令和3年3月31日まで延長する。

(1) 現在の契約内容

(ア) 契約相手方 シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社

(イ) 予定検査件数 延べ21,000件

(ウ) 履行期間 令和2年11月11日から令和3年1月31日まで  
 (エ) 金額 約3億3,800万円(税込)

【参考】契約額内訳

項目	内訳
コールセンター運営等 (総価払)	22,899,720
人件費 (総価払)	82,224,820
検査料等 (単価払)	202,260,000
検査料 @9,000×21,000件	189,000,000
容器代、運搬費、廃棄物処理費	13,260,000
小計	307,384,540
消費税	30,738,454
合計	338,122,994

- ・検査測定費 容器代、運搬費、廃棄物処理費含まず 1検体あたり 9,900円(税込)
- ・本事業合計に対する1検体あたりの費用 16,101円(税込)

(2) 契約期間を延長する理由

感染状況が深刻化し、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中で、社会的インフラを継続的に維持する目的を継続して果たすため、契約期間を令和3年3月31日まで延長する。

予定検査件数については、今後の検査の進捗状況や感染状況を踏まえ、必要な時期に変更を行う。

なお、今後の区内の感染状況により、従来型PCR検査の枠を超える有症状者や濃厚接触者が発生した場合は、社会的検査をいったん休止・縮小することにより対応する。

(3) 変更後の履行期間

令和2年11月11日から令和3年3月31日まで

(4) 区内医療機関(第1段階)の契約終了

10月より実施していた区内医療機関(第1段階)の契約について、11月30日まで履行期間を延長していたが、社会的検査業務委託の実施体制が整ったため、契約を終了する。ただし、施設と委託医療機関が検査日の日程調整を行った結果、12月以降の予約を受け付けているケースがあり、施設の影響を考慮した結果、契約期間を12月11日まで再延長した。

委託医療機関	区内医療機関	
検査件数(実績)	延べ1,925件	予定件数は2,000件
履行期間	契約の日から12月11日まで	
金額(実績)	約3,729万円	予定金額は3,500万円
	《内訳》・検査料 28,875,000 (@15,000×1,925件)	
	・医師立会料 1,640,000 (@40,000×41施設)	
	・施設巡回料 3,065,160 (@74,760×41施設)	
	・事務費用 323,300	
	・消費税 3,390,346	
	合計	37,293,806

【参考】年末年始の業務について

業務		年末年始の対応
社会的検査（社会的検査業務委託）		12月28日～1月3日は実施しない （12月28日は一部業務を実施）
（参考） 従来型検査	世田谷保健所PCR 検査センター	12月31日～1月1日は実施しない
	世田谷区医師会PCR 検査センター	休みなし

5 定期検査の実施サイクル短縮について

（1）現状

定期検査については、10月より介護事業所から開始し、12月から障害者施設、幼稚園・保育園等は過去に陽性者が発生したことに伴い休園した施設を対象に4か月（10月から1月まで）に1回のサイクルで実施している。

（2）対応

陽性者の早期発見を図り、定期検査の実施サイクルを短縮するため、受検を希望する介護事業所及び障害者施設の定期検査の実施サイクルを2か月に1回に短縮する。

6 定期検査の対象拡大について

（1）宿泊を伴う施設の入所者の対象追加について

理由

区の社会的検査においては、職員及び利用者が全員無症状であっても、施設内で陽性者が把握されるケースがある。定期検査により職員に無症状の陽性者が発生した場合、施設側からの要望として、感染状況を把握し、早期に対策を講じるために利用者への随時検査を同日中に申し込むケースが増えている。特に宿泊を伴う施設での感染拡大は、代替施設の確保が難しく、事業の継続にも多大に影響を及ぼすとともに、入所者が高齢者や基礎疾患を有する場合は重症化が懸念される。

対応

重症化リスクが高く、代替施設の確保が難しい宿泊を伴う介護事業所・障害者施設等において、施設の意見を踏まえ、定期検査については、これまで対象にしてきた職員（特養、一時保護所等の入所予定者を含む）に、令和2年12月4日から「介護事業所、障害者施設等のうち、宿泊を伴う施設の入所者」を対象に追加する（令和3年3月末まで）。

時期	定期検査の対象者
現在	・職員（特養、一時保護所等の入所予定者を含む）
変更後（令和2年12月4日から）	・職員（特養、一時保護所等の入所予定者を含む） 【対象追加】 ・介護事業所、障害者施設等のうち、宿泊を伴う施設の入所者

（2）保育園・幼稚園・一時保護所・児童養護施設等の定期検査の取扱いの変更について

現状

保育園、幼稚園及び一時保護所・児童養護施設等については、過去に陽性者が発生したことに伴い、休園した施設のみを定期検査の対象としている。

## 対応

- 一時保護所・児童養護施設等については、利用者の重症化リスクは低いものの、児童等の生活の場であることや、休園した場合の代替施設の確保が難しいことから、介護事業所等の入所施設と同様、休園の有無にかかわらず、定期検査の対象とする取扱いに変更する。
- 保育園及び幼稚園の定期検査を1回実施した後の取扱いについては、陽性者発生後の定期検査（月1回＊3か月）のルール化の対象として、継続的な検査を実施する。

## 7 スクリーニング検査の実施について

### (1) 目的

訪問・通所事業所等については、指定された日のみの検体採取では、日程調整が困難であることから、10月から開始した社会的検査（行政検査（確定検査））による検査に加え、都の補助を活用し、職員の都合に合わせて事前に採取を行うことのできる唾液の自己採取方式によるスクリーニング検査を導入する。本検査は、医師による診断を行わず、検体も自己採取することから、陽性疑いとなった場合は、再度、確定検査が必要なものの、職員が受検しやすい環境を整え、かつ、必要な方に検査の機会を提供することで、新型コロナウイルス感染症対策の充実を図る。

なお、今後の区内の感染状況により、従来型PCR検査の枠を超える有症状者や濃厚接触者が発生した場合は、本検査も、いったん休止・縮小することにより対応する。

### (2) 実施内容

#### 概要

- 検体は、事前に検体採取キットを送付したうえで、職員が唾液の自己採取を行い、委託事業者が施設を巡回して回収する。
- 介護事業所や障害者施設の訪問・通所事業所の職員を対象とした検査メニューの1つとして実施し、検査手法として、複数の検体を同時に検査するプール方式を採用する。なお、スクリーニング検査は、行政検査（確定検査）とは認められないことから、都補助を活用する方向で都と協議している。
- スクリーニング検査は、医師による診断を伴わない検査のため、本検査により「陽性疑い」となった場合は、速やかに、社会的検査の随時検査により、確定検査を実施する。

#### 対象

約15,400人

- 介護事業所のうち、訪問・通所事業所等で働く職員 約12,900人
- 障害者施設のうち、訪問・通所事業所等で働く職員 約2,500人

#### 規模

延べ7,000件

#### 期間

令和3年1月中旬（予定）から3月31日まで

#### 概算経費

約80,000千円（全額、都補助の充当を予定）

8 社会的検査の拡大等に伴う積極的疫学調査の体制強化について

(1) 現状

社会的検査で陽性者が発生した場合の「積極的疫学調査」については、11月から委託事業者が陽性者本人からの基本情報の聞き取りのみを行い、保健福祉政策部の保健師等（1日1～3名体制）により、行動情報、接触者情報等の電話聞き取り調査、施設に対する聞き取り又は訪問による調査を行ったうえで、保健所に取り次いでいる。

(2) 対応

検査数の増加に伴う陽性者発生や感染拡大に備え、専門人材をさらに確保・育成するとともに、2月中旬を目途に業務委託による調査範囲を拡大する。

積極的疫学調査（コンタクトトレース）に係る役割分担のイメージ

		従来型検査	社会的検査		
			10月～ 11月中旬	11月中旬～ 2月中旬	2月中旬～
区 居 住 者 の み	陽性者聞き取り (本人の基本情報)	保健所	保健福祉政策部	委託事業者	
	陽性者聞き取り (行動情報、接触者情報)				
	施設への聞き取り				
	施設訪問調査				
	保健所への報告		保健福祉政策部		
	陽性者の療養方針決定	保健所			
	濃厚接触者の範囲決定	保健所			
	濃厚接触者への健康 観察、検査案内	保健所	保健福祉政策部 (施設職員、施設利用者等)	委託事業者	
		保健所(その他)			

9 今後のスケジュール

令和3年1月中旬

社会的検査（定期検査・随時検査）の契約期間の延長  
(令和3年3月末まで)

2月

スクリーニング検査の事業開始(令和3年3月末まで)  
福祉保健常任委員会報告案件(予定)

2月中旬

● 令和3年4月以降の実施について  
積極的疫学調査の業務委託範囲の拡大

# 世田谷区におけるPCR検査体制と社会的検査の概要（まとめ）

世田谷区では、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来の「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする「社会的インフラ（施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起こりやすいとされる）を継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」を実施する。

**社会的検査の対象条件の整理** ○利用者の重症化の可能性（高齢者、基礎疾患） ○施設が休所した場合の代替性の有無（特養、一時保護所等） ○クラスター化する可能性（施設規模等）

## ①感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型検査の拡充）

対象：発熱等有症状のある方または濃厚接触者

規模：1日600件程度

方法：保健所が行う行政検査、医療機関や医師会が行う保険診療によるPCR検査

### 【新規】

○現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めている。効果として、検査結果の時間短縮化を図る。

経費：851,691千円（3次補正予算）

主な内訳：医師・看護師、医師会委託、民間検査機関委託、PCR検査センター維持運営等

## 社会的インフラを継続的に維持し、重症化を避けるためのPCR検査（新規「社会的検査」）

対象事業所：介護事業所、障害者施設、一時保護所・児童養護施設等【9/10追加】、保育園、幼稚園、小中学校、新BOP【11月追加】

規模：定期検査及び随時検査 延べ23,000件を想定 **スクリーニング検査 延べ7,000件を想定【12月追加】**  
合計 延べ30,000件

経費：4億1,388万円（3次補正予算）+調整中（必要時に次期補正予算計上予定）

その他：国や都の動向を勘案し、検査結果の効果や特定財源確保、今後の世田谷区における感染状況の推移を考慮の上、社会的検査の継続期間、検査方法、コスト面等について検証を続ける。

		介護事業所 (約19,000人)	障害者施設 (約3,000人)	一時保護所・児童養護施設 (約400人)【9/10追加】	保育園(約10,000人) 幼稚園(約1,000人)	小中学校(9,800人) 新BOP(2,700人) 【11月追加】	
社会的検査	行政検査（確定検査）	施設内において現に陽性者が発生したケース <b>スクリーニング検査による陽性疑いを含む【12月追加】</b>	(1)濃厚接触者（職員及び利用者）	従来型検査または随時検査			
			(2)上記以外（職員及び利用者）【9/10追加】				
		(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）【9/10追加】	対象外				
	(4)区が示すスケジュールに基づき、検査を希望する事業所で働く職員及び介護事業所・障害者施設のうち入所施設及び宿泊を伴う施設の利用者【12/4～追加】	定期検査 (2カ月に1回の頻度で実施) 【12月追加】	【10月～1月】 これまで感染に伴い、休園した事業所が対象 【2月・3月】(5)陽性者が発生したケースで対応 【12月追加】	対象外			
	(5)社会的検査（定期検査・随時検査）により陽性者が発生したケース【11月追加】	発生後の翌月から 月1回×3か月 定期検査【11月追加】 (介護事業所、障害者施設、一時保護所等、保育園等は職員及び利用者を対象、小中学校は教員等のみ、新BOPは職員のみ対象)		対象外			
スクリーニング検査	(6)対象事業所で働く方のうち、スクリーニング検査を希望する職員【12月追加】	通所・訪問事業所等の職員のみ対象【12月追加】 【令和3年1月中旬～3月】	対象外				
時期	随時検査 対象施設	定期検査 対象施設					
10月～11月中旬	介護事業所、障害者施設、一時保護所等、保育園、幼稚園	介護事業所					
11月下旬～1月下旬	上記に加え、小中学校、新BOP【11月追加】	介護事業所、障害者施設、一時保護所等【12月追加】 (過去に休園した施設のみ)保育園、幼稚園					
2月・3月	同上	介護事業所、障害者施設、一時保護所等					